

静岡市報

No. 64

静岡市葵区追手町5番1号

発行所 静岡市役所

編集兼発行人 静岡市長

発行日 毎月1日・随時

目次

規則

○静岡市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 3

規 則

静岡市規則第46号

静岡市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和6年7月24日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市消防団員等公務災害補償条例施行規則（平成15年静岡市規則第259号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「、同法第66条」を「又は同法第66条」に改め、「又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合」を削る。

別表第4中「17万2,550円」を「17万7,950円」に、「7万7,890円」を「8万1,290円」に、「8万6,280円」を「8万8,980円」に、「3万8,900円」を「4万600円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の静岡市消防団員等公務災害補償条例施行規則別表第4の規定は、令和6年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。